

その他の指標

■内国為替取扱高

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	送金・振込		送金・振込		送金・振込	
仕向	2,320千件	1,636,139	2,303千件	1,652,549	2,373千件	1,749,880
被仕向	2,844千件	2,010,790	2,826千件	2,047,722	2,942千件	2,201,239
	代金取立		代金取立		代金取立	
仕向	115千件	155,248	106千件	149,325	94千件	138,724
被仕向	100千件	167,484	88千件	149,198	73千件	131,402

■外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

	2020年度	2021年度	2022年度
貿易	67,489	70,149	59,260
輸出	10,742	14,257	9,314
輸入	56,747	55,892	49,946
貿易外	124,955	86,481	72,043
合計	192,444	156,630	131,303

■外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	2020年度	2021年度	2022年度
外貨建資産残高	82,088	40,322	17,728

■会員数

(単位：人)

	2020年度	2021年度	2022年度
個人	66,014	66,376	66,308
法人	13,387	13,484	13,630
合計	79,401	79,860	79,938

■普通出資配当率

	2020年度	2021年度	2022年度
普通出資金に対する配当率	4%	4%	4%

■退職給付会計 採用している退職給付会計制度の概要

当金庫の退職給付制度は、確定給付企業年金制度を採用しています。

また、全国の信用金庫及びその関連会社で働く役員と事業主が掛金を負担し合い運営されている企業年金制度（全国信用金庫厚生年金基金）にも加入しています。

退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度
退職給付債務 (A)	8,669	8,681	8,338
年金資産 (B)	8,775	8,955	8,766
未認識過去勤務債務 (C)	—	—	—
未認識数理計算上の差異 (D)	△453	△493	△527
会計基準変更時差異 (E)	—	—	—
退職給付引当金 {(A) - (B) - (C) - (D) - (E)}	347	219	99

退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度
勤務費用 (a)	1,128	1,143	1,124
利息費用 (b)	34	34	34
期待運用収益 (c)	84	87	89
過去勤務債務の費用処理額 (d)	—	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (e)	△49	△93	△101
会計基準変更時差異の費用処理額 (f)	—	—	—
その他 (g)	—	—	—
退職給付費用 {(a) + (b) - (c) + (d) + (e) + (f) + (g)}	1,029	997	967

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	2020年度	2021年度	2022年度
割引率	0.40%	0.40%	0.40%
期待運用収益率	1.00%	1.00%	1.00%
退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準	
過去勤務債務の処理年数		10年（定額法）	
数理計算上の差異の処理年数		10年（定率法、発生年度の翌期から損益処理）	
会計基準変更時差異の処理年数		10年（定額法）	

■国債等公共債及び投資信託の窓口販売実績

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度
国債	389	251	863
地方債	—	—	—
合計	389	251	863
投資信託（401K含む）	5,119	7,458	6,348

(注) 1.国債、地方債は額面価額（約定日基準）で表示しています。 2.投資信託は約定金額にて表示しています。

その他の指標

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,771	4,845
危険債権	22,506	21,446
要管理債権	3,923	4,855
三月以上延滞債権	—	240
貸出条件緩和債権	3,923	4,614
小計 (A)	29,200	31,147
保全額 (B)	26,847	28,445
個別貸倒引当金 (C)	1,908	1,138
一般貸倒引当金 (D)	152	153
担保・保証等 (E)	24,787	27,154
保全率 (B) / (A) (%)	91.9	91.3
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	46.7	32.3
正常債権 (F)	1,123,978	1,154,010
総与信残高 (A) + (F)	1,153,179	1,185,158

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金 (C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金 (D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等 (E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権 (F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借借契約によるものに限る。）です。

■役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「役員報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【役員報酬】

非常勤を含む全役員の役員報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の役員報酬額につきましては役位や在任年数等及び前年度の業績等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の役員報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	343

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は2名です。
2. 上記の内訳は、「役員報酬」269百万円、「退職慰労金」73百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 「役員報酬」には使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和4年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。